

第1WG第5回会合開催

基準器検査とJCSの整合が焦点

報告書作成へ向け、深まる議論

計量制度検討小委員会 政審議案に報告する。
第1ワーキンググループ 関係者2者からヒアリングを行った。

(WG)第5回会合が3月8日午前、経済産業省別館9階第944会議室で開かれた。

前回会合の議事録を確認した。表記の正確を期すため、発言の数字所を訂正した上で公表する。つづいて、2月21日開催の第3回計量制度検討小委員会へ出た第1WGに

関係する意見が紹介された(別項に資料を掲載)。取りまとめを行う際に、この意見を含めて計量行

安さだけがメリットか

規制方法の具体的方針として打ち出した、検査等による事後規制の充実に対しては、現実的対応

資料 第1WGに関する第3回計量制度検討小委員会での主な発言(1)

指定製造事業者制度を再検定品・修理品まで適用できるようにすることについて、資料中括弧内に特記されている電気計器は例示にすぎず、各種計量器に共通することで

減を常に念頭において、合理的かつ効率的なもの

とすべき。安全・安心と

いうことに対しては、当然、最大の配慮が払われ

るべきであるが、被害の

発生の可能性が小さいもの

については、検査・検

定業務を事業者自身に委

ねると政府の方針が出さ

れている。また、現在、

減を常に念頭において、合理的かつ効率的なもの

とすべき。安全・安心と

いうことに対しては、当然、最大の配慮が払われ

るべきであるが、被害の

発生の可能性が小さいもの

については、検査・検

定業務を事業者自身に委

ねると政府の方針が出さ

れている。また、現在、

での運用を求め、行政による消費者への啓蒙を要請する。

技術的基準に関して、過去にOIMLへの整合に伴うガスメーターの号数変更で、多大の費用がかかったことから、整合自体が目的化するこ

と、客先メリットを及ぼさないと考える。日本

のガスメーターにおいて、異常の際に警報・遮断機能を持つマイコン

メーターの普及率は2004年で99.2%にのぼる。ガスメーターが地震

対策に特化した独自の機能を持つていることを踏

まえ、国際整合の必要性は理解するものの、慎重

に行うべきだ。

検定有効期間の延長、廃止については、検定にかかるコストが安くな

り、ユーザーメリットにつながるとして賛成す

は、過度にOIMLへの整合に伴うガスメーターの号数変更で、多大の費用がかかったことから、

整合自体が目的化するこ

と、客先メリットを及ぼさないと考える。日本

のガスメーターにおいて、異常の際に警報・遮断機能を持つマイコン

メーターの普及率は2004年で99.2%にのぼる。ガスメーターが地震

対策に特化した独自の機能を持つていることを踏

まえ、国際整合の必要性は理解するものの、慎重

に行うべきだ。

では、柔軟な考え方をとるべき。体温計につい

て、JISマークの活用という手段もあり得ると

聞いているが、今まで何

十年とJISマークの対

象となっていなかった製

品について、ある時から

基準器検査制度のゆくえ

都道府県計量行政協議

会が実施したアンケート結果を、東京都計量検定所村松徳治指導課長が紹介した。47都道府県の計

量行政担当部署に対し、見直し作業の中で地方公

共団体が係わる事柄について質問した。今回は第

1WGに関連する項目を中心に紹介した。

計量行政を自治事務化したことで、地域間格差

が懸念されているが、計量行政の求められる方向

性について、計量事務は法定受託事務にすべきだ

とする回答は21件を数

え、いっそう自治事務化すべきと回答した9件を大きく上回った。

計量標準供給方法についての設問では、JCS

Sに一本化すべきという意見が17%であるのに対

し、JCSと基準器検査を包含してランク付け

を望む意見が77%を占めることで、基準器検査

でも評価が可能ではない

か。反面、基準器制度をトレーサビリティにつな

げるには慎重にするべきという意見もあった。

JCSの普及の度合い、コストの高さに疑問

を抱く発言も出た。制度の一本化となれば、その

コストを誰が負担するか。税金であれば国か

地方税かという問題もある。条件整備が課題であると意見をまとめた。

次回4月上旬に開催予定で、報告書案を審議する。



を適切に行っていないことが原因の粗悪品を、市場に出回る前に止めていることは事実。民にできることは民にということでは、その結果により安全・安心が損なわれるのであれば、その理念と少し違っているように安全・安心が確保されるまで行政が実施していくべき。体温計について、JISマークの活用という手段もあり得ると聞いているが、今まで何

第3WG大詰め、報告書案を審議

不正防止に向け 制度の整備を

2(平成4)年の計量法改正で廃止した経緯がある。経済産業大臣による適合命令、取り消しという措置ができるようになってきたため、それまでの更新

が浮上したが、199

問題はなく、検査・検定業務を事業者自身に委ねると政府の方針が出さ

れている。また、現在、

大型分銅校正専用
マスコンパレータ
標準台秤計はかり併用
(基準器検査成績書付)
Aプロシオン... 経緯標準器校正専用ソフト

20を超える事業者が指定を受けている。それまで検定所が行っていた業務を代替しており、まさに民間活力の活用が功例といえる。本制度を更に維持・発展させることが計量行政に関わる規制改革・行政改革にとって重要と考える。

検査が民に移管されている。公平性の観点から問題があると考えられる。プロ同士の取引・証明に用いている規格緩和してよいが、一般消費者の日常生活に用いられる部分については従来どおり、きちんと行政が実施していくべき。「姉歯」の事例では、競争の原理が働かないにも関わらず、検査・検定が民に移管されている。問題はなかったが、データ改ざんというあつてはならないことが起きた以上、行政の徹底や罰則の強化を制度に加える。また、自治体からも適合命令を出せるよう、ガイドラインを整備したいという方針が事務局から示された。会合での意見に加え、今月20日まで委員から意見を募り、修正を加えた上で、報告書案をまとめる。次回WGは全体答申案の中で第3WGの内容について、他のWGの報告書案も概観した上で検討する。